# 富山県営水力発電所6箇所の売電に係る仕様書

#### 1 適用

本仕様書は、富山県企業局(以下「企業局」という。)が所有する富山県営水力発電所6箇所(非FIT水力)(以下「本発電所」という。)で発電する電力の売電に適用する。

#### 2 内容

本発電所が発電する電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力(以下「所内消費電力」という。)を除いた全てを、電力受給契約(以下「本契約」という。)を締結した者(以下「買受人」という。)に売電するものとし、売電した電力の一部を富山県庁舎(富山県本庁舎及び富山県議会議事堂をいう。以下「県庁舎」という。)及び和田川浄水場(以下「浄水場」という。)へ供給するものとする。

## 3 対象発電所

別紙1「発電所一覧」のとおり。

### 4 期間及び電力量

(1) 電力受給期間(売電期間)

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで(1年間)

- (2) 予定売電電力量
  - ア 令和8年4月から令和9年3月までの予定売電電力量 149,100,000kWh
  - イ 令和8年4月から令和9年3月までの月別予定売電電力量は、別紙2「月別の予定 売電電力量」のとおり。
  - ウ 一般水力発電所は気象状況等により発電電力量が変動するため、予定売電電力量を 保証するものではない。
  - エ 自然影響、保守点検作業、機器故障等により年間売電電力量に変動が生じても、企業局は発電した全量を売却し、買受人は全量を購入するものとする。

### (3) 発電停止予定

ア 令和8年4月から令和9年3月までの発電停止予定は、別紙3「発電停止予定」\*\* のとおり。

イ 設備停止作業は予定であり、日時等を確定するものではない。

#### (4) 発電電力量実績

- ア 過去 10 年間の月別売電電力量実績は、別紙 4 「月別の売電電力量実績」※ のとおり。
- イ 過去 10 年間の電力量達成率は、別紙 5 「電力量達成率」※ のとおり。
- ウ 過去3年間の1時間毎の売電電力量実績は、別紙6「1時間毎の売電電力量実績」\*\* のとおり。
- ※ 本資料は、様式集及び記載要領に定める守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に 貸与する。

#### 5 発電計画

(1) 発電計画の作成

企業局は、一日の運転パターン及び電力量予測(以下「発電計画」という。)を作成する。なお、買受人の都合による運転計画の変更は行わない。

(2) 発電計画の通知

企業局は買受人に対し、発電計画を電子メール等にて通知する。

通知期限等は、以下のとおりとするが、詳細は協議により決定する。

ア 通知期限 毎日10時まで

イ 通知内容 当日10時~24時の30分毎の発電電力

翌日0時~24時の30分毎の発電電力

ただし、気象状況等により発電電力量が変動することから、通知した 発電計画と実績値とが相違する場合がある。

# 6 発電の停止および電力量の変更

企業局は、発電計画の通知以降において、次に掲げる事由等により発電の開始、停止又は 電力量の変更をできるものとする。

なお、企業局は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努める。ただし、 発電所の施設や設備の故障など突発的な故障や急激な出水により発電停止した場合は、事後 速やかな通知に努める。

- (1) 発電所の施設や設備の故障
- (2) 取水する河川の流量変動やダムに流入する流量変動(ダム放流量の変動を含む)
- (3) 取水設備への塵芥付着等による取水量の変動
- (4) 河川管理者、利水関係者(土地改良区、水道用水供給事業者等) からの要請
- (5) 送配電事業者が管理する流通設備の故障
- (6) 電力広域的運営推進機関からの指示
- (7) 送配電事業者からの指示・要請
- (8) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- (9) 公衆保安確保に関する要請
- (10)警察機関、消防機関、水防機関からの要請
- (11)その他保安上の必要がある場合

# 7 設備の保守点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、発電所の施設や設備の機能を維持するため、保守点検、修繕等(以下「点検等」という。)により発電を停止することがある。その場合、原則として、企業局は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。

ただし、送配電線の停電及び発電設備の故障もしくは不具合により、緊急に点検等を行うために発電停止する場合には、企業局は速やかにその内容を買受人へ通知する。なお、通知の方法等は協議により別に定める。

8 設備の更新及び修繕等に伴う発電停止予定

設備の更新及び修繕等に伴う発電停止予定を 4 (3) に示す。企業局は可能な範囲において、 発電停止時間の縮小に努める。

#### 9 電力量料金

- (1) 電力量の算定
  - ア 本発電所は山間部に位置しており、現在、スマートメーターの通信機能を利用した 遠隔での検針は困難な地点がある。計量器の検針は、原則として毎月月末に行うも のとし、検針方法は、一般送配電事業者、企業局及び買受人の協議により決定する。
  - イ 計量器に故障等が生じた際には、直ちに相手方にこれを通知するものとし、この故 障等の時間内における電力量の算定は、その都度、企業局と買受人との間で協議す るものとする。

## (2) 電力量料金の算定

ア 買受人が企業局に支払う毎月の電力量料金は、原則として次に定める算定方法による。なお、単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

電力量料金=当該月の売電電力量×買取単価+消費税等相当額

- (注)消費税等相当額とは、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課される消費税及び地方税法(昭和25年法律226号)の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。
- イ 本発電所から供給する電力には、非化石価値等の付加価値(以下「非化石価値」という。)を含むものとするが、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号。以下「エネルギー供給構造高度化法」という。)等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合には、企業局と買受人との間で協議するものとする。
- ウ 八尾発電所は、受給地点が2地点ある(送電線と配電線に系統接続している)ため、 売電電力量は、2地点の電力量を加算する。

# (3) 電力量料金の支払い

原則として、企業局は(2)により算定した電力量料金を翌月の11日(当該日が富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日)までに買受人に請求し、買受人は、当該月の21日(休日に当たるときは、その翌日)まで(以下「支払期日」という。)に企業局に支払うものとする。ただし、これによりがたい場合は、企業局及び買受人が協議のうえ支払期間と異なる期間を定めることができるものとする。

なお、買受人は、支払期日までに料金を納付しない場合は、当該支払期日の翌日から 支払をする日までの日数に応じ、当該電力量料金の未払金額について年 14.6% (当該支 払期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3%) の割合を乗じて計 算した延滞損害金を企業局に支払わなければならない。

# (4) 容量市場における収入の取り扱い

- ア 企業局と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により企業局が得られる 収入については、この電力量料金による収入との精算を行わないことから、買取単 価は、容量市場における kW 価値を除くものとする。
- イ 買受人の責により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生し、その結果、電力広域的運営推進機関より経済的ペナルティが科された場合、その費用は買受人が負担するものとする。但し、その費用の算定に疑義が生じた場合は、企業局と買受人との協議により決定する。

# (5) 系統連系受電契約

- ア 買受人は、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者を代理 して、企業局との間で、系統連系受電契約を締結すること。
- イ 企業局は、新たに系統連系受電契約を希望する場合または当該契約の内容に変更が 生じる場合、企業局は当該契約の締結または変更について、買受人に対して申し出 るものとする。
- ウ 買受人は、企業局が系統連系受電契約の変更を買受人に申し出た場合、発電量調整 供給契約の変更として一般送配電事業者へ申し出ること。
- エ 一般送配電事業者が企業局との系統連系受電契約を解約する場合、買受人は、企業 局の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更するものとする。

#### (6) 発電側課金の取扱い

- ア 買受人は、本発電所を有する企業局に対して一般送配電事業者より請求される発電 側課金(kW 課金・kWh 課金)と同額を負担し、発電側課金相当額として電力量料金 に加算した金額を支払うものとする。その他具体的な精算に関する事項は、企業局 と買受人との協議により決定する。
- イ 発電側課金に関する制度等に見直しがあった場合には、企業局と買受人との間で協議するものとする。
- ウ 発電側課金に係る資料については、本入札の参加資格を有すると通知された者で、 様式集及び記載要領に定める守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に貸与 する。

# 10 県庁舎及び浄水場への電力供給に関する事項

買受人は、本発電所で発電する電力を次の条件により県庁舎及び浄水場へ供給するものとする。詳細は、別紙「富山県庁舎の電力調達に係る仕様書」及び「和田川浄水場の電力調達に係る仕様書」による。

- (1) 電力需給期間(電力調達期間)
  - 令和8年4月1日午前0時から令和9年3月31日24時まで(1年間)
- (2) 県庁舎の使用電力および予定使用電力量等
  - ア 使用電力
    - (7) 業務用電力 1,231kW

(イ) 予備電力 (予備電源) 1,231kW

常時供給設備等の補修または事故により不足電力が生じた場合、常時供給変電所以外の変電所から供給を受けるものとする。

イ 予定使用電力量

3,064,000kWh

ただし、富山県(以下「県」という。)の都合により予定使用電力量を上回り、又は 下回ることができるものとする。

(3) 浄水場の使用電力および予定使用電力量等

ア 使用電力

(ア) 高圧電力

635kW

(4) 予備電力(予備電源) 635kW

常時供給設備等の補修または事故により不足電力が生じた場合、常時供給変電 所以外の変電所から供給を受けるものとする。

イ 予定使用電力量

3, 284, 000kWh

ただし、企業局の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

## (4) 電気料金

買受人が県庁舎及び浄水場に本発電所で発電する電力を供給したことに対して、県及び企業局が買受人に支払う対価(以下「電気料金」という。)は、各々の基本料金に各々の従量料金を加算した金額に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた額とし、燃料費及び市場価格の調整に係る金額を別途加算することは認めない。

なお、入札金額の算定にあたっては、いずれも力率 100 パーセントとし、燃料費調整額、市場価格調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。また、公正取引委員会及び経済産業省が定める「適切な電力取引についての指針」を遵守すること。

# (5) 環境価値

ア 県庁舎及び浄水場へ供給する電力は、本発電所で発電する電力の環境価値が付随するものとする。また、その量に応じた環境価値を証する(非化石証書を使用する) こと。ただし、不足する場合は、環境価値を付加した実質再エネ電気もしくは非 FIT 再エネ電源由来の電気を供給するものとする。なお、30 分同時同量は求めない。

イ 環境価値の対価は、県及び企業局が買受人に支払う電気料金に含まれるものとする。

(6) 電気料金の相殺

本発電所の電力受給との相殺は行わない。電力受給と電力需給それぞれで精算を行うものとする。

(7) 供給期間中における県庁舎もしくは浄水場の設備改修等による影響

県庁舎もしくは浄水場において供給期間中に県もしくは企業局が行う設備改修等により設備容量に変更がある場合は、県、企業局及び買受人は供給条件等の変更について協議を行うものとする。

## 11 その他

#### (1) 託送供給等の契約

- ア 買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく 行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結し、契約書等の写しを提出 すること。
- イ 電力広域的運営推進機関への発電計画や作業停止計画などの提出その他の手続は、 買受人の責任において行うものとする。

### (2) 取引用計量器からの通信線等の接続

買受人の希望により、本発電所の所内に設置した取引用計量器の計量データを必要とする場合は、事前に一般送配電事業者と実現の可否を協議することとし、協議の結果、実施することとなった場合は、事前に企業局の承諾を受けたうえで、工事を行うことができるものとする。ただし、本契約が満了又は解除した場合は速やかに設備等の撤去及び原状回復を行うものとする。このための設置及び撤去に係る費用は、全て買受人の負担とする。

# (3) 契約期間満了時における引継ぎ事務

買受人は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に企業局と契約を締結 する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うも のとする。

#### (4) 環境価値

買受人は、事前に企業局の承諾を得たうえで、本発電所から供給する電力量について、 エネルギー供給構造高度化法に基づく非化石電源に係る認定を国(国の委託先機関を含む。)から受けるものとし、認定後、非化石価値を移転させるために必要となる諸手続き を行うものとする。このための手続きに係る費用は、全て買受人の負担とする。

#### (5) 容量市場に係る企業局の対応業務への協力

買受人は、企業局と電力広域的運営推進機関との容量確保契約に基づき、企業局に課されるリクワイアメント及びアセスメントについて理解し、誠実に運用及び業務への協力を行うこと。

### (6) インバランス対応等

- ア 買受人が、インバランスに関する対応(バランシンググループ形成、インバランス 調整、インバランス料金の負担など)を行うものとする。
- イ 企業局は、本契約の範囲内において、買受人が指定する発電バランシンググループ に所属するものとする。ただし、企業局は発電バランシンググループの所属に係る 経費を負担しないものとする。
- ウ 企業局が通知した発電計画と発電実績値の間に差分が発生した場合であっても、買受人は、企業局に対してインバランス料金の請求は行わないものとする。なお、発電バランシンググループ単位で、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるインバランス料金が発生した場合においても、企業局及び買受人間において当該料金の精算は行わないものとする。

# (7) 運用申合書の作成

企業局及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うため、発電計画や停止計画、連絡体制などの必要事項を定めた申合書を双方協議のうえ作成、取り交わす。

# (8) 連携事業の協議

買受人が、富山県産再生可能エネルギーを求める企業向けの環境価値を付加した料金 メニュー等、本契約に関連した取り組みを希望する場合は、企業局と買受人との間で協 議するものとする。

### (9) 守秘義務

ア 買受人は、本契約上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- イ 買受人は、本契約上、企業局から貸与された情報その他知り得た情報を当該業務を 遂行する者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはなら ない。
- ウ 買受人は、当該業務に関して企業局から貸与された情報、その他知り得た情報を当 該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- エ 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに 当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、企業局の許可なく複 製・転送等しないこと。
- オ 買受人は、当該業務で取り扱う情報を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡して はならない。ただし、あらかじめ企業局の承諾を得たときはこの限りでない。
- カ 買受人は、本契約満了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、企業局への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- キ 買受人は、当該業務の遂行において貸与された企業局の情報の外部への漏洩若しく は目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに企業局に報 告するものとする。
- ク 本契約による事務の処理に関し、情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼ した損害を含む。)のために生じた経費は、買受人が負担するものとする。

# (10)個人情報の保護

買受人は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### 12 定めのない事項等の処理

この仕様書に定めのない事項、又は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、企業局と 買受人との協議により定めるものとする。